

【協議事項】
地域公共交通計画の策定に向けた
法定協議会への移行について

天童市 市民部生活環境課

地域公共交通計画の策定について

地域公共交通計画の策定について

地域公共交通計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）（以下「地域交通法」という。）に基づき、交通モード横断で望ましい地域交通ネットワークの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。

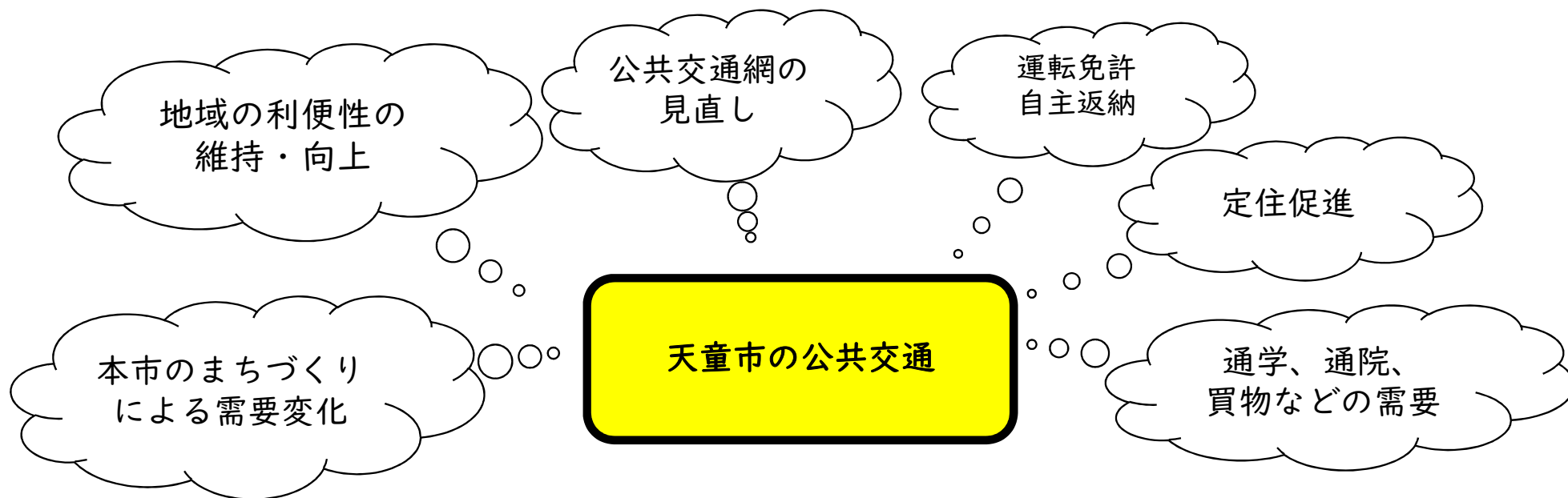
法の改正により全ての地方公共団体に対して作成の努力義務。（国土交通省 資料引用）

県内では5市町が策定済。（山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、西川町）

令和7年度は6市町が策定作業中。（長井市、南陽市、河北町、高畠町、川西町、庄内町）

地域公共交通計画の策定について

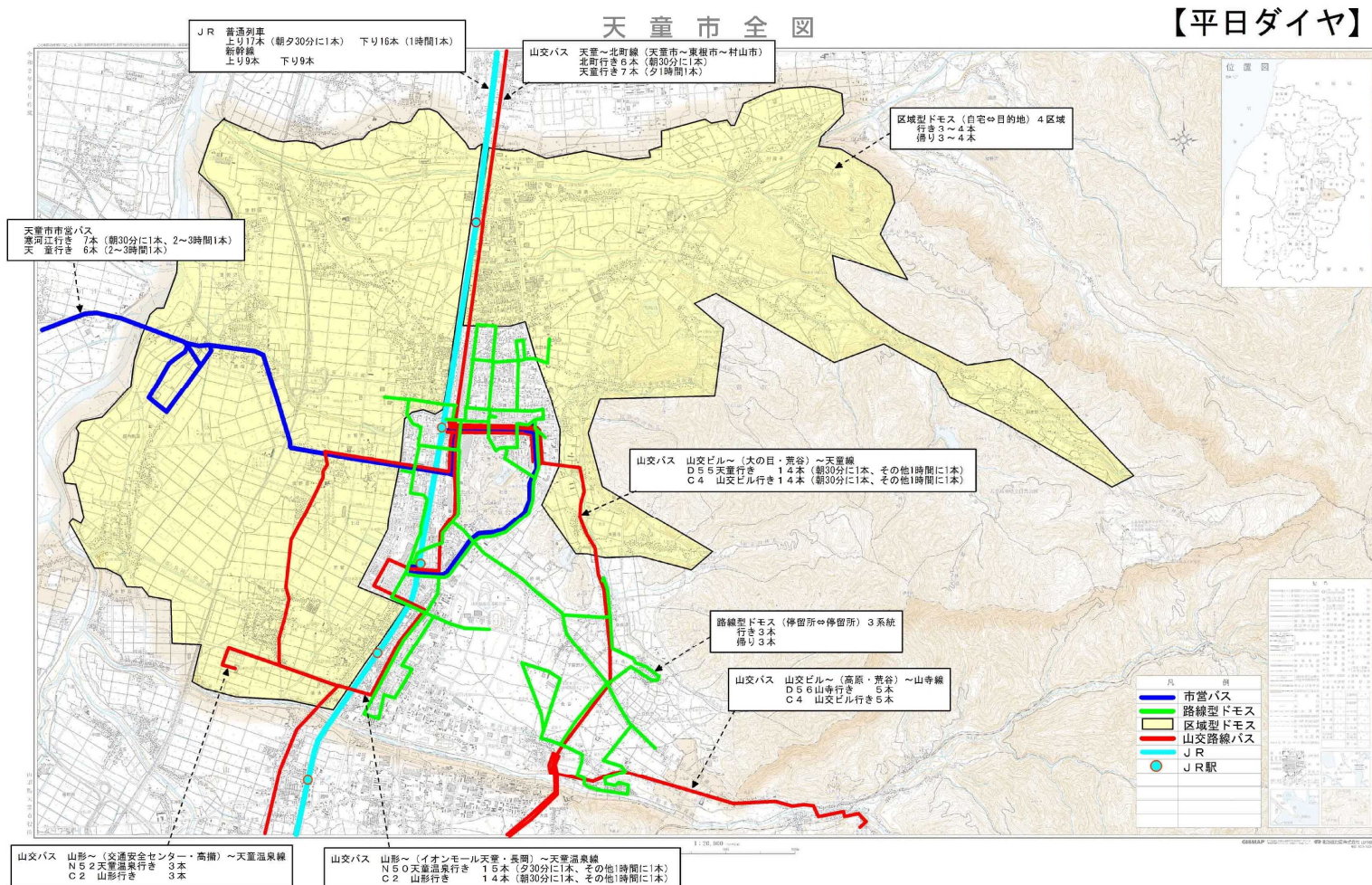
【天童市の現在】



コンパクトなまちで立地に恵まれた地域であるものの、公共交通を取り巻く環境や社会状況の変化により、地域の移動に関する課題は多様化、複雑化している。

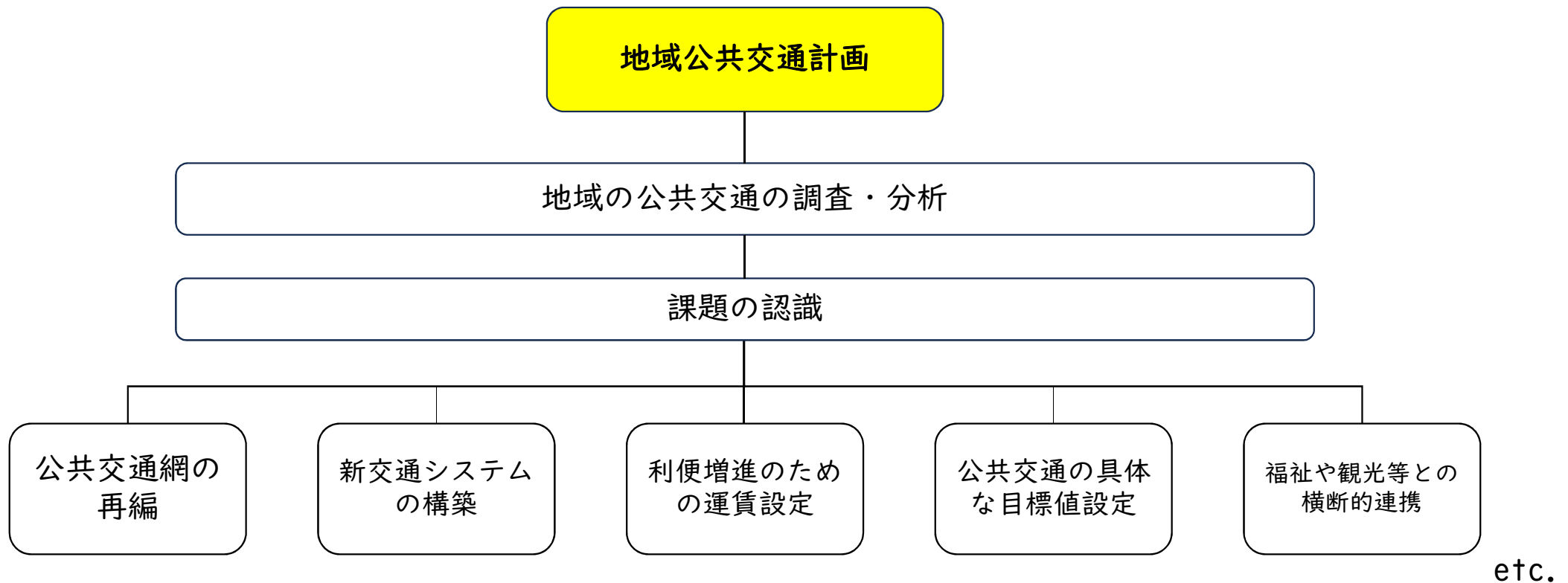
地域公共交通計画の策定について

【天童市域の交通モード】



地域公共交通計画の策定について

【地域公共交通計画 体系イメージ】



法定協議会への移行について

法定協議会への移行について

「地域公共交通計画」については、地域交通法に規定される「法定協議会」において協議・策定・実施する必要があるため、今後は規約により「法定協議会」を設置し、道路運送法に基づく「公共交通会議」機能を兼ね備えた二法協議会とする。

【現在】

公共交通会議

【今後】

法定協議会
+
公共交通会議

法定協議会への移行について

【公共交通会議と法定協議会の違い】

	公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
目的	乗合旅客運送の態様等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性、その他これらに関し必要となる事項の協議	地域公共交通計画の作成・実施に関し必要な協議
参加応諾義務	なし	あり（代理出席不可）
協議結果	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり
事業実施	できない	できる

法定協議会への移行について

【名称について】

「法定協議会」になったことを示すため、組織の名称を変更する

天童市公共交通会議



天童市地域公共交通協議会

法定協議会への移行について

【設置規約について】

「法定協議会」設置に伴い、「天童市地域公共交通会議設置要綱」については廃止し、新たに「法定協議会」を設置するために規約を制定する

天童市公共交通会議設置要綱
(廃止日は法定協議会への移行日)



天童市地域公共交通協議会規約

法定協議会への移行について

【天童市地域公共交通協議会規約】

- 地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」として位置付ける
- 組織の名称を「天童市地域公共交通協議会」とする
- 協議会に必要な委員を拡充する
- 副会長、監事（監査員）を設ける
- 委員のうち行政機関等の職員の任期を在籍期間と改める
- 書面決議の追加
- 協議会で計画作成や事業実施や経費等に係る予算及び会計を持つ

法定協議会への移行について

【その他規程について】

「法定協議会」が補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため新たに事務局規程、財務規程、報酬及び費用弁償規程を制定する

天童市地域公共交通協議会 事務局規程

天童市地域公共交通協議会 財務規程

天童市地域公共交通協議会 報酬及び費用弁償規程

法定協議会への移行について

【天童市地域公共交通協議会 事務局規程】

- 事務局の所管事務、職員、専決事項、文書の取扱い等を明らかにする
- 公印を設ける（会長印）

【天童市地域公共交通協議会 財務規程】

- 財務に関する取扱いを明らかにする

【天童市地域公共交通協議会 報酬及び費用弁償規程】

- 報酬の金額の算出根拠を明らかにする
- 無報酬の委員（行政機関等の職員ほか、申し出のあったもの）について明らかにする

法定協議会への移行について

【委員について】

「天童市公共交通会議設置要綱」の廃止に伴い、「公共交通会議」委員の任期は、廃止日までとする。

「法定協議会」委員の任期については、「法定協議会」設置に伴い改めて委嘱する。

「法定協議会」委員構成

天童市、交通事業者、道路管理者、東北運輸局、警察、学識経験者、山形県、近隣市町村、住民・利用者、その他

法定協議会への移行について

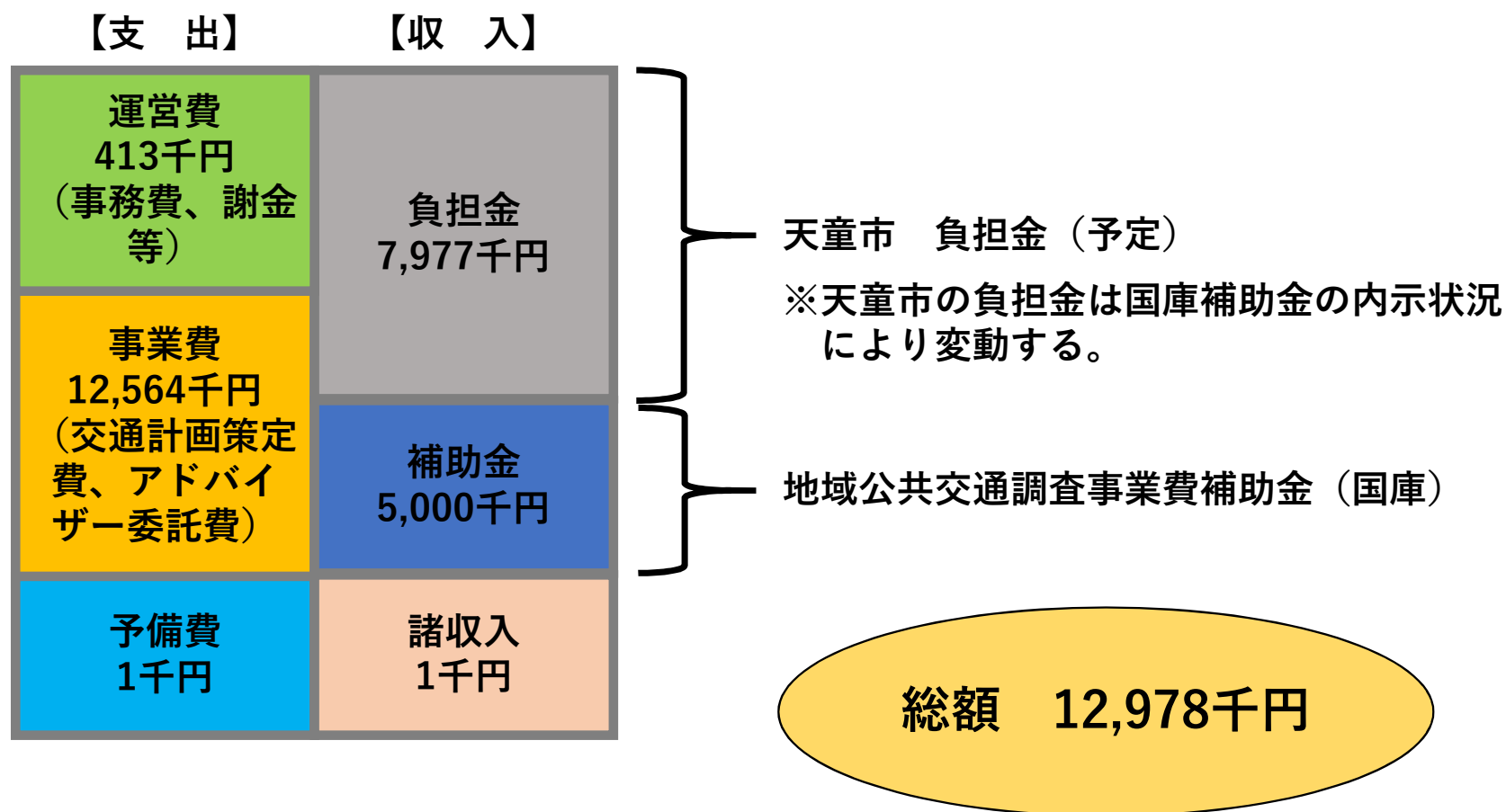
【事業計画について】

「法定協議会」として事業を実施するにあたり、事業計画を定める

月	事業名	内容
3月	地域公共交通協議会	規約等、事業計画、予算、国庫補助金の申請について、地域公共交通計画の策定業務委託について
6月～7月頃	各種調査	現状整理、ニーズ等把握調査
8月頃	地域公共交通協議会	課題、方針の設定
9月～11月頃	施策検討	関係者との調整
11月頃	地域公共交通協議会	施策の設定
1月頃	地域公共交通協議会	地域公共交通計画（案）
2月頃	パブリックコメント 地域公共交通協議会	地域公共交通計画（最終案）

法定協議会への移行について

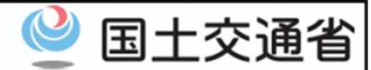
【予算（案）について】



法定協議会への移行について

【補助金について（国土交通省 資料引用）】

地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定等への支援）



地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援
（地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1/2（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画））、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
（まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携）

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、
公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

その他

【運賃等協議会について】

令和5年10月道路運送法改正により運賃の協議は、独占禁止法のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、参加委員を限定して別の実施することとされているため、引き続き運賃等協議会は設置する。

(現在)

公共交通会議

天童市運賃等協議会

(今後)

法定協議会
+
公共交通会議

天童市運賃等協議会

